



令和7年度版

日高町 



補助事業パンフレット







はじめに

町民の皆様に日高町が行っている補助事業の内容について広く知っていただき、ご活用いただくために本パンフレットを作成しました。

なお、補助金等の内容については、概要等のみの説明となっておりますので、詳しい事業内容等につきましては、各担当課へお問い合わせください。

この他にも特定の方のみ対象となる事業もございますので、気になる方は役場までお問い合わせください。



日高町ホームページもご活用ください。

# INDEX

## 防災

- ・家具転倒防止器具設置事業————— p 1
- ・ブロック塀等撤去・改善事業————— p 1
- ・感震ブレーカー設置事業————— p 2
- ・耐震ベッド・耐震シェルター補助事業————— p 3
- ・住宅耐震診断・改修補助事業————— p 3

## 介護・福祉

- ・高齢者外出支援事業————— p 4
- ・徘徊高齢者位置探索サービス事業————— p 5
- ・介護用品助成事業————— p 5
- ・緊急通報装置貸与事業————— p 6
- ・福祉タクシー券助成事業————— p 6

## 健康・保健

- ・帯状疱疹ワクチン接種費用助成————— p 7
- ・不妊治療費の助成事業————— p 8
- ・がん患者アピアランスケア支援事業————— p 9
- ・禁煙外来治療費助成事業————— p 9

## 子育て・教育

- ・妊婦のための支援給付————— p10
- ・子ども3人以上家庭育児支援事業————— p10
- ・風しんワクチン接種費助成事業————— p11
- ・こうのとりの相談窓口————— p11
- ・就学援助制度————— p12

## 住まい・暮らし

- ・ 空き家解体撤去費補助事業 p13
- ・ 浄化槽設置整備事業 p14
- ・ 生ゴミ処理容器等設置補助事業 p15
- ・ ゴミ収納箱設置補助事業 p15
- ・ 資源ごみ集団回収奨励金 p16

## 産業

- ・ 次世代野菜花き産地パワーアップ事業 p17
- ・ 農作物鳥獣害防止対策事業(防護柵等設置支援事業) p17
- ・ 狩猟免許等取得支援事業 p18
- ・ 日高町農地活用支援事業 p18
- ・ 沿岸漁業振興対策事業(漁業用機械・機器購入助成) p19
- ・ 農業経営改善支援事業(農業用機械購入助成) p19
- ・ 農業経営改善支援事業(6次産業化機械購入助成) p20
- ・ 新規就農者育成総合対策事業(経営発展支援・経営開始資金) p20
- ・ 農作物鳥獣害防止緊急対策事業(追い払い花火購入助成) p21
- ・ 特産品等開発補助事業 p21

日高町が行っている補助事業の中から、広くみなさんにご活用いただけるメニューを抜粋しております。

この他にも特定の方のみ対象となる事業もございますので、気になる方は役場までお問い合わせください。



# 防 災

## 家具転倒防止器具設置事業



### 内 容

家具転倒防止金具等の設置費に対して補助します。

### 対象世帯等

以下のいずれかに該当する者を含む世帯

- ①満65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③療育手帳の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

### 費 用

無料 ※1世帯につき3台まで。  
1世帯1回限り

### 締 切

令和8年1月30日

### 申請者

左記①～④に該当する者

### 【お問い合わせ先】

総務課 (TEL: 63・2051)

## ブロック塀等撤去・改善事業

### 内 容

地震発生時に倒壊による被害を防ぐため、ブロック塀等の撤去および改善(撤去後、新しく安全なフェンスや生け垣を設置する)に対して補助します。

### 対象者

ブロック塀等の所有者で、町税を滞納していない方 等

### 申請期間等

令和7年12月19日までに申請し、令和8年1月30日までに工事が完了すること

### 塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀(高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

### 補助額(最大30万円)

- ブロック塀等の撤去(限度額20万円)  
撤去費用と面積1㎡あたり8,000円を比較し、少ない金額の9/10
- ブロック塀等の改善(限度額10万円)  
ブロック塀等撤去後、引き続きフェンスや生け垣を設置する費用と延長1mあたり16,000円を比較し、少ない金額の9/10

### 【お問い合わせ先】

総務課 (TEL: 63・2051)



# 感震ブレーカー設置事業

## 内 容

地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に対して補助します。

## 対象世帯等

以下のいずれかに該当する者を含む世帯

- ①満65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③療育手帳の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

## 締 切

令和8年1月30日までに設置が完了すること

## 補助額

最大2万円

※分電盤タイプおよび簡易タイプが対象

## 申請者

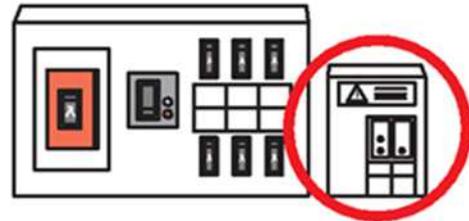
左記①～④に該当する者

## 【お問い合わせ先】

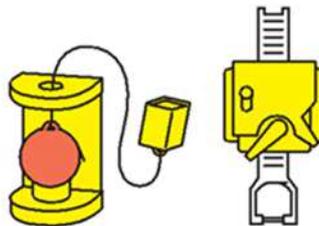
総務課 (TEL : 6 3 ・ 2 0 5 1)



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



簡易タイプ

出典：経済産業省ウェブサイトよりより抜粋  
([https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2015/10/20190408-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/20190408-1.pdf))

# 住宅耐震診断・改修補助事業



## 内 容

平成12年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断、補強設計、改修工事にかかる費用の一部を補助します。(耐震改修が必要な住宅の現地建替も対象です)

## 補助金額

- 耐震診断
  - ・木造住宅 全額(48,000円)
  - ・非木造住宅 2/3  
(上限額: 89,000円)
- 設計+改修(建替)
  - ・木造・非木造 工事費の40%  
(上限額: 575,000円)+定額741,000円

## 申請期間

- 耐震診断
  - ・木造住宅  
令和7年4月1日~令和8年1月30日
  - ・非木造住宅  
令和7年4月1日~令和7年12月26日

## ●設計+改修(建替)

令和7年4月1日~令和7年9月30日

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL: 63・3804)

# 耐震ベッド・耐震シェルター補助事業

## 内 容

平成12年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された住宅へ設置する耐震ベッド・シェルターにかかる費用の一部を補助します。

## 補助金額

耐震ベッド・シェルター  
工事費の5/6 (上限額: 332,000円)

## 申請期間

令和7年4月1日~令和8年1月30日  
※避難することが困難な方(高齢者、障がい者など)を優先します。

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL: 63・3804)



# 介護・福祉

## 高齢者外出支援事業

### 内容

高齢者の方が、元気に安心して買い物や通院などができるように、バス・タクシー利用料金の一部に対して助成します。

### 助成額

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 1冊目   | 12,000円分を無料交付             |
| 追加購入分 | 1冊 8,000円(12,000円分)       |
|       | 1冊 2,000円(3,000円分) (小口販売) |

### 有効期限

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

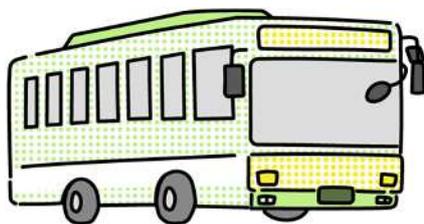
### 対象者

以下のいずれかに該当する町内に住民登録を有する方

- ・75歳以上の方  
(昭和26年4月1日以前に生まれた方)
- ・65歳以上で運転免許を保有しない方  
(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

### ご利用方法

利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示し、助成券をお渡してください。



### ご利用できる事業者

| バス会社     | 電話番号    |
|----------|---------|
| 熊野御坊南海バス | 22・1020 |
| 中紀バス     | 65・2222 |

| タクシー会社     | 電話番号          |
|------------|---------------|
| 御坊第一交通     | 22・3366       |
| 川上タクシー     | 24・0200       |
| 中紀河南タクシー   | 24・1001       |
| 港タクシー      | 65・3100       |
| こころねケア     | 090・6662・7111 |
| ケアタクシー樹    | 090・1588・0367 |
| 愛あいケアタクシー  | 20・1090       |
| 印南交通       | 42・0112       |
| 南部タクシー     | 0739・72・2133  |
| 介護タクシーふくしん | 20・5272       |
| はぴあとタクシー   | 53・0301       |

### 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課 (TEL: 63・3807)



# 徘徊高齢者位置探索サービス事業

## 内容

要介護認定を受けている在宅の認知症高齢者が、屋外で徘徊したときに早期に発見できる位置情報検索システム(GPS)を活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図ります。

## 対象者

要介護または要支援に該当する徘徊高齢者を在宅で介護している家族等

## 申請書類

- ・徘徊高齢者位置探索サービス事業利用申請書
- ・利用申込書
- ・徘徊高齢者位置探索サービス事業端末機借用書

## 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課 (TEL : 63・3807)



# 介護用品助成事業

## 内容

在宅でおむつの必要なお年寄りを介護している家族に月3,000円分の助成券を支給することによって経済的負担の軽減を図ります。

## 対象者

以下のすべてに該当する介護保険被保険者の方

- ・介護認定において要介護と判定された重度の要介護者の方
- ・本人および世帯全員が住民税非課税の方
- ・介護保険料を滞納していない方 等

## 申請書類

- ・日高町介護保険家族等介護用品支給申請書
- ・対象者の世帯の所得証明書または同意書
- ・介護保険被保険者証の写し

## 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課 (TEL : 63・3807)



## 緊急通報装置貸与事業

### 内 容

ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者の方に、急病や災害などの緊急時、簡単なボタンを押すことで、緊急通報受信センターに「緊急」を知らせる装置を貸与します。

### 対象者

- ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・ひとり暮らしの重度身体障害者など

**利用料金** 無料

### 申請書類

- ・緊急通報装置借用書
- ・承諾書

### 貸与機器

- ・固定型通報機(人感センサー)
- ・モバイル型通報機

### 【お問い合わせ先】

いきいき長寿課 (TEL : 63・3807)



## 福祉タクシー券助成事業

### 内 容

重度心身障害児者等の外出を支援するため、タクシー利用料金の一部に対して補助します。

### 対象者

- ・身体障害者手帳(1、2級)所持者の方
- ・療育手帳(A1、A2)所持者の方
- ・精神障害者保健福祉手帳(1、2級)所持者の方

### 助成額

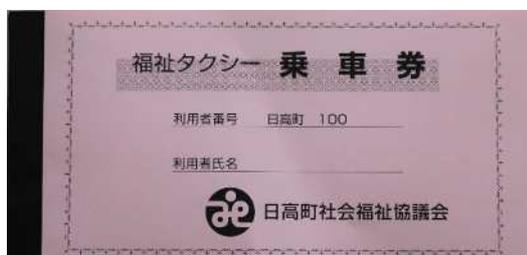
タクシー利用1回につき初乗り料金分  
(年間50回分の助成券を交付します)

### ご利用方法

利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に助成券をお渡してください。

### 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL : 63・3801)  
社会福祉協議会 (TEL : 63・2751)



# 健康・保健

## 带状疱疹ワクチン接種費用助成

### 対象者

接種日において、日高町に住所があり、50歳以上で定期接種の対象外となる方

### 申請方法

医療機関へ予約のうえ、マイナ保険証等を持参して受診してください。接種費用を医療機関へお支払い後、役場に申請してください。

### 申請時に必要なもの

- ・領収書
- ・接種したワクチンが分かる書類  
(領収書に記載がある場合は不要)
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード

### 助成額

| 名称                            | 接種回数 | 助成額       |
|-------------------------------|------|-----------|
| 乾燥弱毒性水痘ワクチン<br>「ビケン」          | 1回   | 4,000円×1回 |
| 乾燥組換え带状疱疹ワクチン<br>「シングリックス筋注用」 | 2回   | 10,000×2回 |

### 带状疱疹とは

带状疱疹は、多くの方が子どもの時の感染する水痘(水ぼうそう)のウイルスが原因で起こります。水痘が治った後も、ウイルスは体内(神経節)に潜伏していて、疲労やストレスなどで免疫が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。50歳から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われています。発症すると、体の片側に水泡を伴う紅斑が帯状に広がります。症状は痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続きます。症状の多くは上半身にあらわれますが、顔や目、頭などにあらわれることもあります。

予防としては、普段から免疫力が低下しないように、体調管理に努めることや、ワクチン接種があります。

### 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL : 63・3801)



# 不妊治療費の助成事業

## 内 容

不妊治療にかかる医療費は、医療保険が適用されます。

さらに当町では、自己負担への助成を実施しています。

## 一般不妊治療費

医療保険適用の各種検査やタイミング療法、人工授精などの一般不妊治療費と、治療にともなう費用の一部を助成します。

### 助成額

1年度につき10万円を限度に、連続する2年間

### 申請窓口

治療を受けた年度内に役場子育て福祉健康課へ申請してください。



## 生殖補助医療費

- 高額となる医療保険適用の生殖補助医療(体外受精・顕微授精等)を受けられたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

### 助成額

治療1回につき、10万円を限度に助成

### 申請窓口

治療が終了した日の年度内に役場子育て福祉健康課へ申請してください。

- 医療保険適用の生殖補助医療と併せて行われる先進医療の治療費の一部を助成します。

### 助成額

- ・ 治療1回につき、県から7割助成
- ・ 残り3割に対し、町から10万円を限度に助成

### 申請窓口

治療が終了した日の年度内に御坊保健所へ申請してください。

これらの助成についての詳しい内容につきましては、子育て福祉健康課までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL : 63・3801)

# がん患者アピアランスケア支援事業

## 内 容

がん治療に伴う外見の変化を補完するための医療用補整具を使用するがん患者および、がん経験者に対し、その購入費用の一部を助成します。

## 申請期限

購入後、翌年度末までに申請してください。

## 申請書類

- ・がん治療を受けた、または現に受けていることおよび、がん治療に伴う脱毛または外科的治療等による乳房の変形を証明する書類
- ・領収書
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード

## 助成額

| 補整具          | 助成金の上限 |
|--------------|--------|
| 医療用ウィッグ(全頭用) | 4万円    |
| 乳房補整下着       | 2万円    |
| 人工乳房・人工乳頭    | 左右各4万円 |

※助成の回数は、補整具1種類につき1回限りです。

## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL: 63・3801)

# 禁煙外来治療費助成事業

## 内 容

みなさまの健康の保持、増進を図るために、禁煙に取り組む方に、治療費の一部に対して、補助します。

## 対象者

- ・申請時に日高町の住所を有する方
- ・公的医療保険の適用となる禁煙外来治療において、治療過程を完了した方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方

## 助成額

禁煙外来治療費に要する費用のうち、本人負担額の2分の1に相当する額(上限1万円)

## 申請書類

- ・助成金交付申請書兼請求書
- ・禁煙外来治療に要した費用が確認できる領収書と明細書(写し)
- ・禁煙外来治療を完了したことが確認できる文書(修了書など)

## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL: 63・3801)



# 子育て・教育

## 妊婦のための支援給付

すべての妊婦と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための支援を実施しています。

### 妊婦支援給付金(1回目)

#### 内容

妊娠届出時などに、保健師や助産師が妊婦ご本人と面談を行います。体調や生活の状態をお聞きし、出産に向けての計画を立て、妊婦給付認定を行い支援します。

#### 対象者

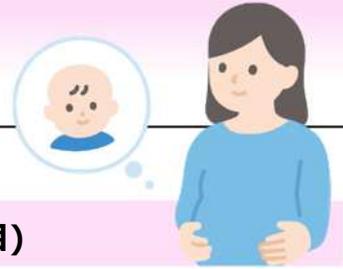
妊娠届をされた方

#### 支給額

妊婦1人あたり5万円

#### 申請書類

妊婦給付認定申請書



### 妊婦支援給付金(2回目)

#### 内容

こんにちは赤ちゃん訪問時(生後1~2か月頃)などに、保健師や助産師がお母さんやお父さんと面談を行い、母子の健康状態やご家族の状況をお聞きし支援します。

#### 対象者

妊婦給付認定を受けた方

#### 支給額

胎児数×5万円(流産・死産を含む)

#### 申請書類

胎児の数の届出書

#### 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)

## 子ども3人以上家庭育児支援事業

#### 内容

小学生以下のお子さんが3人以上いるご家庭の、小学校就学前児童の育児にかかる費用の一部を助成します。

#### 対象

小学校就学前児童が以下の支援を利用した際の費用が助成の対象となります。

- ・志賀保育所での一時保育
- ・御坊市ファミリーサポートセンターの預かりや送迎
- ・北出病院の病児保育室ひまわりでの病児保育
- ・和歌山乳児院やひまわり寮での子育て支援短期利用事業

#### 助成額

一世帯当たり年間15,000円

#### 申請書類

- ・申請書
- ・領収書、収納証明書等
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード

#### 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)



# 風しんワクチン接種費助成事業

## 内 容

妊婦とその子どもを風しんから守るため、子育て支援として風しんワクチン接種費用に対して補助します。

## 対象者

- ・ 19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性
- ・ 妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)

## 申請方法

接種を希望される方は、役場子育て福祉健康課へ申請してください。

※妊娠している女性の配偶者が申請する場合は、母子健康手帳が必要です。

## 注意事項

- ・ 妊娠中の方は、予防接種を受けることができません。
- ・ 女性の方は、接種後2か月間は妊娠を避けてください。
- ・ 過去に風しんワクチン接種事業による助成を受けた方は対象外となります。

## 風しんとは

風しんは、風しんウイルスによって起こる感染症で、「三日はしか」と呼ばれることがあります。

くしゃみや咳などで飛び散った唾などによって飛沫感染し、通常2～3週間の潜伏期間の後に、発熱や発疹、首や後頭部のリンパ節の腫れ、関節の痛みなどの症状がみられます。

なかでも妊娠初期の妊婦が感染すると、白内障、心疾患、難聴などの障がいを持つ赤ちゃんが生まれることがあります。

## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 1)

# このとり相談窓口

県では、不妊に悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談窓口を開設しています。

- ・ 専門医による面接相談(要予約)
- ・ 保健師などによる電話相談  
月～金 午前9時～午後5時45分  
(担当者不在時は折り返し連絡します)
- ・ 保健師などによるメール相談  
e0412004@pref.wakayama.lg.jp



| 開設場所  | お問い合わせ先                                     |
|-------|---|
| 岩出保健所 | TEL : 0736・61・0049(直通)<br>所在地 : 岩出市高塚209    |
| 湯浅保健所 | TEL : 0737・64・1294(直通)<br>所在地 : 湯浅町湯浅2355-1 |
| 田辺保健所 | TEL : 0739・26・7952(直通)<br>所在地 : 田辺市朝日ヶ丘23-1 |

# 就学援助制度

## 内 容

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小・中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

## 対象者

町立小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者で、日高町に住所を有し、教育委員会が定める基準に該当する方

- ・ひとり親家庭医療費受給者
- ・児童扶養手当受給者
- ・生活保護基準に準ずる程度の者

## 申請方法

就学援助を受けようとする保護者が直接、教育委員会へ申請してください。  
(申請書などは教育委員会で用意しています)

◎申請の際は、ひとり親家庭医療費・児童扶養手当の受給者証および保護者名義の通帳をご持参ください。

## 対象となる費用（限度額があります）

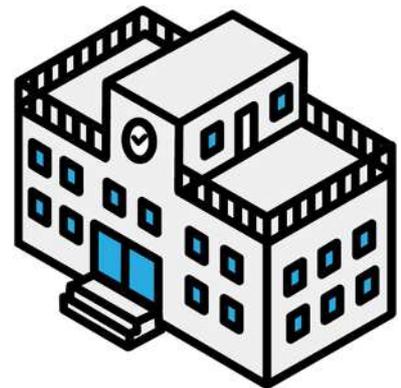
- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・新入学児童生徒学用品費(4月認定者のみ)など

## 支給方法

年3回にわけて、保護者の口座へ振り込みます。

## 【お問い合わせ先】

教育課（TEL：63・2038）



# 住まい・暮らし

## 空き家解体撤去費補助事業

### 内 容

町内の空き家の解体および撤去にかかる費用に対して補助します。

### 対象者

個人の家屋等の所有者で、町税および使用料等を滞納していない方

### 補助対象

以下に該当する空き家

- ・個人の所有物件であり、借地の場合は土地所有者の同意を得ている建物
- ・解体撤去事業者は、町内業者であること
- ・公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連または重複する補助がないこと
- ・アパート等事業の用に供していた家屋等でないこと
- ・主として生活していたと見なされる家屋等であり、隠居・納屋・倉庫のみの解体ではないこと
- ・申請時におおむね1年以上居住していないこと
- ・申請時に築40年以上経過していること

### 補助金額

補助対象経費の3分の1以内とし、上限60万円とする

※令和7年度～9年度のうち1人1回限り

### 申請書類

#### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書等
- ・納税証明書
- ・固定資産税土地・家屋課税台帳兼名寄帳
- ・位置図および現況写真
- ・同意書(必要に応じて)

#### 完了時

- ・実績報告書
- ・空き家の解体および撤去後の写真
- ・空き家の解体および撤去にかかる費用の領収書の写し

※土地に係る固定資産税の減免措置として、空き家を除却したのに対し、住宅用地の特例が適用されなくなる年度から起算して5年間減免となりますので、次の書類を税務課へご提出ください。

#### 完了時

- ・家屋滅失届
- ・減免申請書

### 【お問い合わせ先】

企画まちづくり課 (TEL : 63・3806)



# 浄化槽設置整備事業

## 内 容

合併浄化槽の設置費用の一部を補助します。

## 対象者

町内に居住または設置後速やかに居住される方

## 補助対象

- ・町内全域(集落排水事業実施区域は除く)
- ・専用住宅(店舗併用住宅を含む)

## 補助金(上限額)

合併浄化槽設置補助

- |          |          |
|----------|----------|
| ・ 5人槽    | 332,000円 |
| ・ 7人槽    | 414,000円 |
| ・ 10人槽以上 | 548,000円 |

## 受付基数

18基程度(事前の申込順)

## 受付期間

令和7年4月1日～11月28日

(受付が補助可能基数を超えた場合は、期間内であっても締め切ります)

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・設置届出書  
(構造図および配管図)  
(法定検査申込書写し) (第7条)
- ・見積書写し
- ・確認願書(業者)

### 完成時

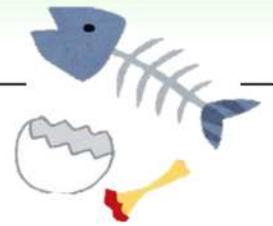
- ・実績報告書
- ・設置完了届
- ・法定検査申込書写し (第11条)
- ・維持管理・清掃委託契約書写し
- ・工事請負契約書写し
- ・工事費請求書または領収書写し
- ・住民票
- ・工事写真
- ・設置完了届(業者)
- ・補助金請求書
- ・浄化槽保証登録証(市町村用)
- ・登録浄化槽管理票(C票)

## 【お問い合わせ先】

上下水道課 (TEL : 63・3805)



# 生ゴミ処理容器等設置補助事業



## 内 容

生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機の購入価格の一部に対して補助します。

## 対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・生ごみ処理容器などの設置および維持管理ができる方

## 補助金額

上限 1 万円(補助率 購入価格の 1 / 2)

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書の写し
- ・購入予定の生ごみ処理容器などがわかるもの(カタログなど)

### 完了時

- ・補助金実績報告書
- ・設置写真
- ・設置場所の地図
- ・領収書の写し
- ・補助金交付請求書(押印)
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード

## 【お問い合わせ先】

住民生活課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 0)

# ゴミ収納箱設置補助事業

## 内 容

町内の自治会(区)が設置・管理するゴミ収納箱(町が指定する規格を原則とする)の補助基準額の一部に対して補助します。

## 対象団体

町内の自治会(区)

## 補助金額

- ・小型… 5 万 6 千円  
(補助率 購入価格の 4 / 5 以内)
- ・大型… 8 万円  
(補助率 購入価格の 4 / 5 以内)

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書

### 完了時

- ・補助金実績報告書
- ・設置写真
- ・口座振込依頼書の写し
- ・補助金交付請求書(押印)

## 【お問い合わせ先】

住民生活課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 0)

# 資源ごみ集団回収奨励金

## 内 容

地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付します。

## 対象団体

町内の自治会（区）、子供クラブ、婦人会、老人クラブ、PTA、福祉団体等営利を目的としない団体

## 対象品目

紙類、布類、リサイクルできるビン、アルミ缶

## 補助金額

回収業者への引き渡し量 1 キログラム当たり15円

## 申請書類

申請時

- ・補助金交付申請書

完了時

- ・補助金実績報告書
- ・計量証明書(回収業者発行)
- ・補助金交付請求書(押印)

## 【お問い合わせ先】

住民生活課（TEL：63・3800）



# 産 業

## 次世代野菜花き産地パワーアップ事業

### 内 容

施設栽培を導入するためのハウス建設費用および生産性を向上するための機械などの購入費用の一部を補助します。

### 対象者

町内に住所を有する農業者

### 補助金額

建設費用および購入資材費の2/3以内

### 申請書類

#### 申請時

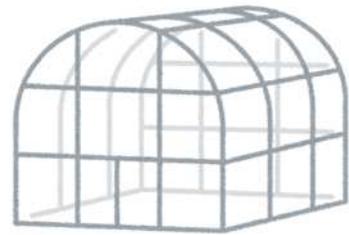
- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・見積書

#### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・領収書

### 【お問い合わせ先】

産業建設課（TEL：63・3804）



## 農作物鳥獣害防止対策事業 (防護柵等設置支援事業)

### 内 容

農作物の鳥獣害を防止するための電気柵やワイヤーメッシュなどの資材の購入費用の一部を補助します。

### 対象者

町内に住所を有する農業者  
(補助対象農地は町内農地)

### 補助金額

購入資材費の2/3以内  
(補助上限単価1,200円/m、  
サル用2,600円 /m)

### 申請書類

#### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書
- ・設置予定のわかる地図

#### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・請求書
- ・領収書
- ・納品書

### 【お問い合わせ先】

産業建設課（TEL：63・3804）

# 狩猟免許等取得支援事業

## 内 容

狩猟免許の取得に要した費用の一部を補助します。

## 対象者

町内に住所を有する農業者

## 補助金額

免許講習会受講料および免許試験手数料



## 申請書類

### 申請時

・補助金交付申請書

### 完成時

・事業実績報告書  
・領収書  
・狩猟免状の写し

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 4)

# 日高町農地活用支援事業

## 内 容

農業者が町内の農地を農地中間管理機構を通じて借り受けた面積に応じて補助金を交付します。

## 補助対象者

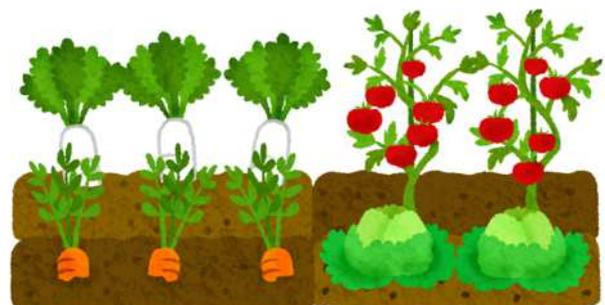
本人が所有する農地(2親等以内の農地を含む)以外の農地について、農地中間管理機構を通じて借り受けた方

## 補助金額

借り受け面積に基本単価等に乗じた額

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 4)



# 沿岸漁業振興対策事業 (漁業用機械・機器購入助成)



## 内 容

漁業に必要な標準的な機械・機器の購入費用の一部を補助します。(消耗品は除く)

## 対象者

比井崎漁業協同組合の正組合員

## 補助金額

1/3以内とし、500,000円を上限とする

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書
- ・購入予定の漁業用機械・機器などがわかるもの(カタログなど)

### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・請求書
- ・領収証
- ・納品書

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 4)

# 農業経営改善支援事業(農業用機械購入助成)

## 内 容

農業に必要な標準的な機械・機器の購入費用の一部を補助します。(消耗品は除く)

## 対象者

- ①前年度より30 a 以上経営面積を拡大している農業者
- ②前年度より20 a 以上経営面積を拡大している農業者

## 補助金額

- ①に該当する農業者 1/3 以内とし、上限 500,000円とする  
(200,000円以上の機械購入)
- ②に該当する農業者 1/5 以内とし、上限 300,000円とする  
(200,000円以上の機械購入)

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書
- ・購入予定の農業用機械・機器などがわかるもの(カタログなど)

### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・請求書
- ・領収証
- ・納品書

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL : 6 3 ・ 3 8 0 4)

# 農業経営改善支援事業 (6次産業化機械購入助成)

## 内容

6次産業化に取り組むために必要な標準的な機械・機器の購入費用の一部を補助します。(消耗品は除く)

## 対象者

前年度より30a以上経営面積を拡大している認定農業者・新規就農者

## 補助金額

1/3以内とし、1,000,000円を上限とする。(200,000円以上の機械購入)

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書
- ・購入予定の機械・機器などがわかるもの(カタログなど)

### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・請求書
- ・領収証
- ・納品書

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL: 63・3804)

# 新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援・経営開始資金)

## 内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の機械・施設の導入支援や経営開始にかかる資金支援を行います。

## 対象者

認定新規就農者(就農時49歳以下)

## 補助金額

- ・経営発展支援  
上限1,000万円  
(経営開始資金対象者は上限500万円)
- ・経営開始資金  
12.5万円/月×最長3年間

※申請に関しては、要件等の確認がございますので、事前にご相談ください。

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL: 63・3804)



# 農作物鳥獣害防止緊急対策事業 (追い払い花火購入助成)



## 内容

野生鳥獣による農作物への被害防止を図るため、追い払い花火を購入する費用の一部に対して補助します。

## 対象者

日高町内に住所を有する農業者で組織する団体

## 補助金額

追い払い花火購入費用の1/3を助成

## 申請書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書
- ・見積書

### 完成時

- ・事業実績報告書
- ・請求書
- ・領収証
- ・納品書

## 【お問い合わせ先】

産業建設課 (TEL : 63・3804)

# 特産品等開発補助事業

## 内容

日高町の資源や特色を活かした新しい特産品や土産品、体験商品の開発および商品化に要する費用の一部に対して補助します。

## 対象者

日高町内に事務所または住所を有し、特産品等開発事業に取り組む個人および団体

## 補助額

1/2以内とし、上限50万円とする。

## 補助対象経費

| 区分   | 補助対象経費                               |
|------|--------------------------------------|
| 原材料費 | 試作品の製作に要する必要最低限の原材料費                 |
| 委託費  | 商品化のためのデザイン委託費・商品化に必要な評価試験(成分・品質検査費) |
| その他  | その他商品化に要する経費で町長が必要と認めるもの             |

## 【お問い合わせ先】

企画まちづくり課 (TEL : 63・3806)

# 役場 お問い合わせ先一覧

(市外局番 0738)

## 総務課 63・2051

秘書、防災、選挙 など

## 住民生活課 63・3800

戸籍、住民票、印鑑登録、国民年金、ごみ など

## 子育て福祉健康課 63・3801

児童・母子・障がい者(児)福祉、  
保育所、保健福祉医療費、健康増進 など

## 税務課 63・3802

賦課徴収 など

## 産業建設課 63・3804

農・漁・林業、農村環境改善センター、  
農業委員会、土木、災害復旧 など

## 上下水道課 63・3805

上水道、下水道 など

## 企画まちづくり課 63・3806

町営駐車場、商工業、温泉館 など

## いきいき長寿課 63・3807

高齢者福祉、国民健康保険、介護保険  
後期高齢者医療保険 など

## 教育課(教育委員会) 63・2038

小学校・中学校、社会体育施設、文化財  
など

## 中央公民館 63・3811

図書貸出、公民館教室、子ども教室 など

## 出納室 63・3808

## 議会事務局 63・3810

